



# たはらトピックス

## きれいなまちを守るために 不法投棄は犯罪です

### 豊

かな自然に恵まれ、風光明媚な渥美半島。しかし、自然を破壊し、美観を損ねる不法投棄が後を絶ちません。不法投棄とは、定められた処理方法でなく、みだりにごみを捨てることです。家庭ごみ、粗大ごみ、家電製品などの廃棄物を、空き地のほか、山林、河川、海岸などに不法投棄すると、法律により、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金を課せられる場合があります。

### 不法投棄された主な物の 処理件数(平成27年度)

品目	件数
エアコン	2
テレビ	49
冷蔵庫	28
洗濯機	3

### 不法投棄をさせないためには

雑草が生い茂っているなど、管理が行き届いていない土地では、不法投棄されやすい傾向にあります。

不法投棄されたごみは、捨てた

人がわからない場合、土地の所有者に片付けをする責任が課せられることがあります。定期的に草刈りや清掃を行い、きれいな状態を維持することで、不法投棄されにくい環境づくりを心がけましょう。

田原市では、不法投棄撲滅のため、職員によるパトロールを週3回行っているほか、不法投棄が多い場所には、警告看板を設置しています。

また、今年度から、不法投棄が特に多い場所には監視カメラを設置するなど、取り締まりを行っています。



### 「ポイ捨て」も不法投棄です

皆さんは、ペットボトルやお弁当の容器などが道路や海岸などに捨てられて

いるのを目にしたことはありませんか。このような「ポイ捨て」も不法投棄にあたりま

す。



す。

「少しぐらいなら」「誰も見ていないから」「既にごみが捨ててあるから」「面倒だから」など、軽い気持ちですることが犯罪となります。一人一人が自覚を持ち、自分で出したごみは自分で適切に処理しましょう。

### みんなの力できれいなまちに

田原市には、ボランティアで清掃活動を行っている団体や個人の

